

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- IT実装支援として、お客様にデジタルラーニングプラットフォームやタレントマネジメントシステムの販売・実装支援を行うと共に、取引先との間で交わす契約関係書類や発注・請求情報等の電子化・ペーパーレス化を進め、取引先の利便性向上や業務効率化の実現に貢献していきます。
- グリーン化の取組として、当社が使用する物品・サービスについて、環境負荷ができるだけ小さい製品・資材・設備等の購入・利用をめざします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と取引先との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

取引先への代金の支払は下請法に則って実施し、現金100%取引を継続し手形取引は行いません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書ひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用した、不合理かつ一方的なノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は企業倫理綱領に基づき、安全・安心で高品質な商品・サービスをお届けするために、公正・公平な取引を実施し、バリューチェーンのお取引先とともに、人権・労働基準・環境などの社会的責任にも配慮した調達活動を推進します。

2023年12月18日

株式会社ビジネスコンサルタント 代表取締役 社長執行役員 大村 昌平